

変更確認の申請手数料算出表

年 月 日

建築主事 様

設計者等氏名

確認年月日

番号

建築基準法第6条第1項の規定による計画変更の確認を申請しましたが、この申請による計画変更事項及びこれに伴う申請手数料は、次のとおりです。

| 変更事項計画 | 変更確認の有無 | 計画変更床面積算定準則による面積 | | |
|--|---------------|--|---------------|---|
| 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 | 有・無 (変更事項) | ㎡ | | |
| 二 建築面積の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 三 高さ、階数の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 四 床の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 五 階段変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 六 柱、はり、けたの変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 七 壁の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 八 屋根、軒、軒裏、ひさし、天井の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 九 開口部の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 十 土台、基礎、基礎ぐいの変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 十一 小屋組の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 十二 斜材 | 有・無 | ㎡ | | |
| 十三 建築設備（法第87条の2第1項に該当するものを除く。）の変更 | 有・無 | ㎡ | | |
| 前各号以外の変更 | 有・無 (変更事項) | ㎡ | | |
| 小計 (S) | | ㎡ | | |
| *上記により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合には変更前の計画の床面積の合計を上限とする。 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">変更前の計画の床面積の合計</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">㎡</td> </tr> </table> | 変更前の計画の床面積の合計 | ㎡ |
| 変更前の計画の床面積の合計 | ㎡ | | | |
| 計画変更による手数料の対象となる床面積 (a) + (b) | | ㎡ | | |
| (a) 床面積の増加する以外の部分の面積 (s ÷ 2) | | ㎡ | | |
| (b) 床面積の増加する部分の面積 | | ㎡ | | |
| 変更確認の申請手数料 | | 円 | | |

計画変更床面積算定準則

第1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係わる部分の床面積として算定する。(床面積の増加する部分を除く)

| 項 | 号 | 変更内容 | 面積の算定方法 |
|----|------------------------------|--|--|
| 1 | 1 | 道路幅員、接道長さ、敷地面積、敷地境界線、建築物位置の変更 | 申請建築物の建築面積 |
| | 2 | 建築面積の変更 | 変更される建築面積 |
| | 3 | 高さの変更 | 変更される部分の床面積 |
| | | 階数の変更 | 変更される階の床面積 |
| | 4 | 床の変更 | 変更される部分の床面積 |
| | 5 | 階段の変更 | 変更される部分の水平投影面積 |
| | 6 | 柱、梁又はけたの変更 | 変更に係わる柱、梁又はけたが荷重を負担する部分の床面積 |
| | 7 | 壁の変更 | 室の床面積 × $\frac{\text{変更部分の壁の長さ}}{\text{壁全体の長さ}}$ |
| | 8 | 屋根、軒、軒裏、ひさし、又は天井の変更 | 変更される部分の水平投影面積 |
| | 9 | 開口部の変更 | 開口部の面積 |
| | 10 | 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 | 土台、布基礎などは7の壁に同じ、その他の基礎は6の柱に同じ |
| | 11 | 小屋組の変更 | 変更される部分の水平投影面積 |
| | 12 | 斜材の変更 | 変更される部分の水平投影面積 ただし、当該斜材が壁に含まれる場合7の壁に同じ |
| 13 | 建築設備(法87条の2第1項に該当するものを除く)の変更 | 変更される部分の水平投影面積 | |
| | 防煙壁の変更 | 区画部分の床面積 × $\frac{\text{変更防煙壁の長さ}}{\text{防煙壁全体の長さ}}$ | |
| 2 | 1 | 1項に掲げる変更以外のもの | 30㎡以下のものとして扱う |

第2 第1の算定により算定した変更に係わる部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合は、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。